

伊方発電所 廃止措置研究に係る検討会 運営規約（案）

平成 年 月 日制定

第 1 条 適用

本運営規約は、四国電力株式会社（以下、「四国電力」という）の伊方発電所 廃止措置研究に係る検討会（以下、「検討会」という）の運営に関する事項を定める。

第 2 条 目的

検討会は、今後の伊方発電所の廃止措置に備え、PWRプラントの特徴を踏まえた既存の廃止措置技術に係る課題を抽出し、その課題を解決するために必要となる技術を整理するとともに、国、地元企業および地元大学等との連携の在り方について検討し、廃止措置への適用に向けた研究開発を行うことを目的とする。

第 3 条 検討会の実施事項

検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について実施する。

1. 研究開発分野の選定、対応すべき課題の抽出
2. 地元企業、地元大学が保有する技術とのマッチング
3. 研究開発計画の策定・承認
4. 研究開発の実施状況確認
5. 中長期的課題の確認
6. その他検討会において検討、実施が必要とされる事項

第 4 条 検討会の構成

検討会の構成は、以下のとおりとする。

1. 検討会は、国（資源エネルギー庁）、愛媛県（原子力安全対策課）、愛媛県産業技術研究所、愛媛大学（社会連携推進機構 産学連携推進センター）、四国電力及び四国電力関係会社に所属する者で構成する。
2. 主査は四国電力原子力保安研修所所長が務め、会務を総理し、検討会の議長となる。
3. 主査は、1. に定める者のほか必要な場合は、検討会開催の都度、別に指名した者を検討会に参加させることができる。
4. 事務局は、四国電力原子力保安研修所が務める。

第5条 検討会の開催

検討会は、原則年4回とし、主査の判断により開催する。

第6条 技術情報の取扱い

検討会に提供された技術資料、質疑内容、技術情報などは、検討会の構成員とその所属する組織限りとし、原則として第三者には非公開の取り扱いとする。ただし、検討会において開示が了承された情報については、この限りでない。

なお、検討会の議事次第、結果概要等については、四国電力ホームページにて公開する。

以上